

○佐賀市立公民館の使用許可に関する基準

佐賀市立公民館の使用許可の判断について、社会教育法第23条の規定及び佐賀市公民館条例第6条に関する禁止・制限事項を定めます。以下に該当する場合は、原則、許可しません。

種別		禁止・制限事項	禁止事例
営利性に関すること	①	販売及び契約	○商品、サービス等の販売、契約を行う。 (地域団体や公共的な団体が地域振興を目的として行う場合は除く。)
	②	宣伝、勧誘	○イベント等で企業のPR(チラシ配布、試供品提供)や勧誘を行う。 ○商品、サービス等の説明会や展示等を行う。
	③	対外的な事業	○市民等を対象として、営利目的で講座や教室を行う。 (営利目的とは会費等徴収有り、または、会費等徴収無しでも宣伝勧誘目的のもの) ○市民等や関係業者への講習会、説明会 ○就職説明会及び面接試験 ○お客様感謝祭等のイベント
政治的中立に関すること	①	特定の会員のみで行う事業	○政党・政治団体が構成員のみで会議や研修会、勉強会等の事業を行う。
	②	選挙活動	○選挙期間(告示)の前に選挙運動を行う。
	③	宣伝、勧誘	○政党や候補者が自身のPRやチラシ等を配布する。 ※ただし、①政治報告会、②個人演説会を行う時間のみ掲示可能(①は使用する部屋に限る。②は公職選挙法に従うこと。)
宗教的中立に関すること	①	宗教行事、宗教行為	○宗教行事、宗教行為を行う。 ※地域の伝統行事(例:祭り)や習俗化された行事(例:クリスマス会)は除く。
	②	宗教に関する事業	○市民等を対象として、聖書に関する講習会等を行う。
	③	宣伝、勧誘	○市民等を対象として、布教活動、宣伝勧誘、チラシ配布等を行う。
その他	①	周囲へ迷惑を及ぼす行為	○大きな音が出る楽器の練習を行う。 (周囲へ迷惑を及ぼさないと判断される場合は可)
	②	施設等を損傷させる行為	○室内でボールを投げる、蹴る。

※禁止事例は一例ですので、使用内容によっては禁止となる場合があります。詳しくは、公民館にお尋ねください。